

# 船検受けて安全確保

漁船登録していても漁業以外にも使用する漁船や、12海里を超えて操業する漁船は、船舶検査(船検)が必要です

漁業以外の目的にも使用する小型漁船(12海里内でも船検必要)

◇レジャー、研修、体験乗船などに  
小型漁船を一時的に使用



※釣り、潮干狩りなど水産物の採捕に一時的に使用する場合であっても、船検が必要です

◇祭り、花火大会などに  
小型漁船を一時的に使用



◇遊漁船、交通船、警戒船など漁業以外の目的に使用



遊漁船



交通船

海岸から12海里を超えて操業する小型漁船



国土交通省  
後援：水産庁



日本小型船舶検査機構



船検所長又は船長は、船舶検査が必要な船舶を船舶検査を受けずに航行させることは罰則安全法違反となり、1年以下の懲役  
または50万円以下の罰金に処せられるのでご注意ください。

# 小型漁船の船検

## 船検の目的

船舶は、洋上で転覆・火災・エンジントラブル等が発生すると、陸上から離れているため、生命にかかわるような大事故につながるおそれがあり、適切な安全対策が必要です

船検は、船舶安全法に基づいて、船舶の安全性を定期的に検査し、船舶の事故を防止し乗船者の生命を守ることを目的として行っています

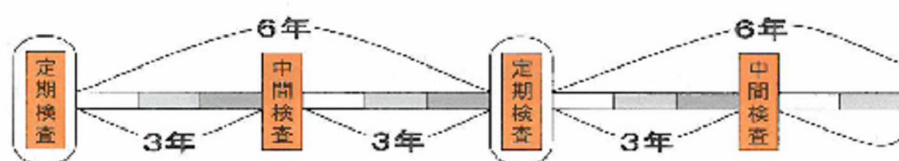
## 主な船検の内容

◇安全運航の確保のために、船体の構造・強度、十分な復原性や、船灯等航海用具の備付等の確認を行います

◇万一の事故時に備えて、ライフジャケット等救命設備、消火器等消防設備の備付等の確認を行います



## 船検は3年に1回



定期検査とは、初めて船舶を航行させる時又は船舶検査証書の有効期間が満了する前に受検する検査です。中間検査は定期検査と定期検査の間に受ける簡易な検査です

船検については、JCIのHP又は、  
最寄りのJCIの事務所へお問合せ下さい。

**JCI 日本小型船舶検査機構**

<http://www.jci.go.jp/>

〒102-0073千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル  
電話03(3239)0821(代)